

役員選考委員会規程

2015年(平成27年)5月16日制定

第1条(目的)

この規程は、上智大学ソフィア会(以下「本会」という)会則(以下「会則」という)第12条2項に基づき設置される常設委員会である役員選考委員会(以下「本委員会」という)に関する事項を定めるものである。

第2条(職務)

本委員会の職務は、以下のとおりとする。

- ① 会則第7条に定める本会会長(以下「会長」という)、副会長、監事および全国代議員会規程第2条3項①号に定める一般推薦代議員(以下あわせて「役員」という)候補者の選考
- ② 会長または全国代議員会の諮問に基づく会長と副会長の権限と役割およびこれらの分掌に関する答申
- ③ 会長または全国代議員会の諮問に基づく全国代議員会の代議員数および構成に関する答申
- ④ 会長または全国代議員会の諮問に基づく全国代議員会の定足数に関する答申
- ⑤ 全国代議員会規程第2条3項②号に定める登録団体選出代議員に関する登録団体への勧告

第3条(委員の構成)

- 1 本委員会は、10名の委員(以下「委員」という)をもって構成する。委員のうち5名を常任委員会指名委員とし、5名を代議員選任委員とする。
- 2 常任委員会指名委員は、常任委員である者を常任委員会が指名する。ただし、常任委員会は、直近の年度において任期満了により常任委員を退任した者であつて、かつ委員であつた者のうち2名を限度として常任委員会指名委員に指名できる(以下「特例委員」という)。
- 3 常任委員会指名委員は、指名の日から委員に就任し、任期は常任委員の任期と同一とする。特例委員の任期の終期は、常任委員である委員の終期と同一とする。
- 4 会長は、常任委員会指名委員の就任直後の全国代議員会において、就任した委員を報告する。
- 5 代議員選任委員は、以下の手続により選任される。
 - ① 代議員は、役員改選年度に開催される春季全国代議員会までに配布される全国代議員候補者名簿に基づき、同全国代議員会開催までに委員候補者を1名推薦する。
 - ② 前号の全国代議員会において、代議員による推薦の結果を公表し、推薦を受けた数が多い者の順に5名を選任する。推薦数が同一の者が複数おり、これにより5名を超過する場合には、同全国代議員会の場で推薦数が同一の者による抽選を行うことにより、上位順位の者を除いた数の委員を選任する。
- 6 代議員選任委員の任期は、選任された日から選任後3年目の春季全国代議員会までとする。ただし、2013年(平成25年)秋季全国代議員会において選任された代議員選任委員の任期は、2017年(平成29年)春季代議員会までとする。
- 7 代議員選任委員に欠員が生じた場合には、第5項②号の推薦数の順序に従い欠員を補充する。補充委員の任期は、他の在任の代議員選任委員の残存任期と同一とする。

第4条(本委員会の運営)

- 1 第3条により指名または選任された委員による初回の本委員会は、同条第5項により代議員選任委員が選任された春季全国代議員会閉会直後に会長により召集される。
- 2 本委員会の委員長1名および副委員長若干名は、前項により召集された委員会において委員の互選により選出する。
- 3 本委員会の議長は委員長が務める。委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序に従い副委員長が務める。本委員会には、委員の過半数が出席しなければならない。書面または電磁的方法により議決権を行使した委員および議長に議決権を一任した委員は出席者とみなす。本委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

第5条(役員候補者の選考)

- 1 本委員会は、第3条5項により代議員選任委員が選任された後に開催される役員改選年度の春季全国代議員会までに、次期役員候補者を選考して役員候補者名簿を作成し、会長に提出する。
- 2 前項の役員候補者名簿のうち一般推薦代議員候補者名簿については、本委員会は以下の基準により作成する。
 - ① 候補者名簿の作成に先立ち、会員に対して代議員候補者の推薦を求め、これを勘案する。
 - ② 再任代議員候補者については、前任期における全国代議員会への出席実績を勘案して候補者名簿登載の可否を決する。
- 3 第1項の役員候補者名簿に基づく役員選任手続は、会則第9条1項本文による。
- 4 会則第11条により役員を補充または増員する場合には、本委員会は、本条第1項および第2項に準じて、補充または増員を要する役員を選考して補充または増員役員候補者の名簿を作成し、会長または会則第8条2項による会長職務代行者に提出する。補充または増員役員候補者名簿に基づく役員選任手続は、会則第9条1項本文による。

第6条(諮問に対する答申)

- 1 本委員会は、第2条②号ないし④号の諮問に対する答申書を作成し、会長に提出する。
- 2 会長は、前項の答申書を常任委員会に諮り、これを実施するために必要な会則改定案もしくは規程改定案を作成し、または細則を制定もしくは改廃する。
- 3 会長は、答申書の提出を受けた直後の全国代議員会において、答申の内容を報告し、前項の会則改定案または規程改定案を上程して全国代議員会の承認を求め、答申の内容を実施するために細則を制定または改廃したときはこれを報告する。
- 4 第2項および第3項にかかわらず、常任委員会が第1項の答申書と異なる見解を決議したときは、常任委員会はその理由を付した意見書を作成する。会長は、第3項の全国代議員会において、答申書とともに常任委員会の意見書を上程して全国代議員会の決議を求める。全国代議員会の決議に基づく会則もしくは規程改定案の作成、上程および決議並びに細則の制定、改廃および報告は、第2項および第3項に準ずる。

第7条(登録団体選出代議員に関する登録団体への勧告)

- 1 本委員会は、登録団体選出代議員の全国代議員会への出席実績を鑑み、かかる代議員の届出をした登録団体に対し、代議員交代の届出を勧告することができる。
- 2 前項の勧告を受けた登録団体が、その直後の定例全国代議員会にかかる全国代議員会規程第4条1項に定める基準日までに代議員交代の届出をしなかったときは、その登録団体における登録団体選出代議員は退任したものとみなす。